

## 業務方法書に規定する各条項への対応について

---

### 1 趣旨

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、平成29年度に改正した業務方法書により、法人が整備する体制、規程、指針及び方針並びに計画のうち、現に法人において整備していないものについて、今年度末までに整備するものとしていたことから、適切な業務の確保に係る必要な規程の制定及び一部改正を行うものである。

### 2 新規に制定する規程等

- ①内部統制システム規程 (業務方法書第3条、第4条関係)
- ②基本理念 (業務方法書第7条関係)
- ③理事の分掌 (業務方法書第9条関係)
- ④リスクマネジメント規程 (業務方法書第12条関係)
- ⑤業務継続計画 (業務方法書第13条関係)
- ⑥公益通報者保護規程 (業務方法書第25条関係)

### 3 一部改正する規程

- ①役員規程 (業務方法書第5条関係)
- ②監事監査規程 (業務方法書第21条、第23条関係)

### 4 施行期日

令和2年4月1日

業務方法書に規定する各条項の対応について

条項	対応案
(目的)	
第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び青森市地方独立行政法人法施行細則（平成21年青森市規則第8号）第4条の規定に基づき、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	
(業務運営の基本方針)	
第2条 法人は、法第25条第1項の規定により青森市長から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。	
(内部統制に関する基本事項)	
第3条 法人は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員(以下「役職員」という。)への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 内部統制規程の新規制定 ⇒規程（案）のとおり【別冊P1参照】</li> </ul>
(内部統制の整備)	
第4条 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について決定するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 内部統制規程に明記（第4条・第5条）</li> </ul>
2 法人は、前項の体制に基づき、モニタリングを行うために必要な規程を整備することとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 現行規程で対応済</li> <li>・公立大学法人青森公立大学監事監査規程</li> <li>・公立大学法人青森公立大学内部監査規程</li> </ul>
3 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われるることを確保することとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 理事会・経営審議会等で報告</li> </ul>

条項	対応案
<p>(役員の業務の適正化に関する事項)</p> <p>第5条 法人は、役職員の職務の執行にあたり、法又は他の法令、法人の定める規程に違反する事由が発生した場合における、<u>違反した役職員に対する懲戒に関する規程を整備することとする。</u></p> <p>2 法人は、前項に規定する事由が発生した場合には、速やかに是正措置をとり、あわせて再発防止を図るものとする。</p> <p>3 法人は、定期的な人事口頭レーテーションの確保、長期在籍者の把握その他の業務の適正を確保するために必要と考えられる人事管理の方針の整理に努めるものとする。</p> <p>(情報の伝達)</p> <p>第6条 法人は、<u>理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現行規程で対応済</li> <li>・公立大学法人青森公立大学役員規程 △損害賠償責任を追記【別冊P 2 参照】</li> <li>・公立大学法人青森公立大学職員懲戒規程</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆内部統制規程第5条・第6条に明記</li> </ul>
<p>(法人運営に関する基本的事項)</p> <p>第7条 法人は、法人の運営に係る基本理念を定め、これを公表するものとする。</p> <p>2 法人は、<u>役職員の倫理規程を定めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆基本理念の決定・HPで公表</li> <li>⇒(案) 学則第1条を理念とする【別冊P 3 参照】</li> <li>◆現行規程で対応済</li> <li>・公立大学法人青森公立大学職員倫理綱領</li> <li>・公立大学法人青森公立大学役員規程</li> </ul>
<p>(業務の適正かつ効率的な実施)</p> <p>第8条 法人は、業務執行に係る決裁及び経費支出の承認に係る手順を明らかにすることもに、役職員は、<u>その過程における確認機能を着実に果たすものとする。</u></p> <p>2 法人は、業務の適正かつ効率的な実施にあたり必要とされるマニュアルの整備及び効率的な業務運営を可能とするための情報システムの整備を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現行規程で対応済</li> <li>・公立大学法人青森公立大学事務専決規程</li> <li>・公立大学法人青森公立大学会計規程</li> <li>・業務マニュアル</li> <li>・学内LANシステム、財務システム等</li> </ul>

条項	対応案
(理事の分掌に関する事項) 第 9 条 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 理事の事務分担の決定・HPで公表 【別冊 P 4 参照】</li> </ul>
(中期計画等の策定に関する事項) 第 10 条 法人は、中期計画及び年度計画(以下「中期計画等」という。)について、理事会、経営審議会及び教育研究審議会の関与その他の中期計画等の策定の過程を整備するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 現行体制で対応済 戦略会議⇒部局長⇒教育研究審議会⇒経営審議会⇒理事会</li> </ul>
(中期計画等に係る評価及び評価に基づく予算の適正な配分に関する事項) 第 11 条 法人は、中期計画等の進捗管理及び中期計画等に基づき実施する業務の評価(以下「評価活動」という。)を定期的に実施することとし、理事会、経営審議会及び教育研究審議会その他の評価活動のために必要な体制について整備を行うとともに、評価活動の結果を踏まえ、法第 78 条の 2 第 2 項に規定する報告書の作成を適切に行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 現行体制で対応済 戦略会議⇒部局長⇒教育研究審議会⇒経営審議会⇒理事会</li> </ul>
2 評価活動については、あらかじめ定める手順に沿った適正な実施を確保するとともに、恣意的とならない評価の実施に努めるものとする。また、評価活動を通じ、法人の業務執行が、必要とされる業務の手順を踏まえたものとなつてはいるかの確認を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 現行規程で対応済 ・公立大学法人青森公立大学予算管理規程</li> </ul>
3 法人は、評価活動の結果を踏まえ、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ リスクマネジメント規程の新規制定 ⇒規程(案)のとおり【別冊 P 5 参照】</li> </ul>
(リスク評価と対応に関する事項) 第 12 条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行うとともに、必要な規程の整備に努める。	

条項	対応案
(緊急時における業務継続計画)	
第13条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のため、次に掲げる事項を定めた計画を策定するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業務継続計画の新規策定 ⇒業務継続計画（案）のとおり【別冊P8参照】</li> </ul>
(1) 計画に基づく訓練等の実施	
(2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員	
(3) 緊急事態発生時における初動体制	
(4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施	
(施設の点検・補修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実施済（財務情報管理チーム対応）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検、維持修繕等</li> </ul> </li> </ul>
第14条 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修を行うものとする。	
(情報システムに係るリスク対策)	
第15条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について、定期的な点検を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実施済（財務情報管理チーム対応）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立法人青森公立大学情報セキュリティポリシー</li> <li>・システム保守点検</li> </ul> </li> </ul>
(入札・契約に関する事項)	
第16条 法人は、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制の確立を確保するため、契約の適正な履行に関する審査を行うための体制整備を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実施済 ・財務情報管理チームによる審査</li> </ul>
(研究に係るリスクの管理に関する事項)	
第17条 法人は、研究活動について、次に掲げる事項を確保するための規程を整備するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現行規程で対応済 ・公立法人青森公立大学における公的研究費の取扱いに関する規程 ・公立法人青森公立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程</li> </ul>
(1) 内部牽制機能による研究費の適正経理	
(2) 研究不正の防止	
(3) 知的財産の保護	

条項	対応案
(情報の適切な管理に関する事項) 第 18 条 法人は、情報セキュリティの確保に関する規程の整備その他情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。	◆現行規程で対応済 ・公立大学法人青森公立大学個人情報保護規程 ・公立大学法人青森公立大学文書取扱規程 ・公立大学法人青森公立大学情報公開規程 ・ボリューム
2 法人は、個人情報の保護に関する規程を整備し、個人情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。	◆現行規程で対応済 ・公立大学法人青森公立大学文書取扱規程 ・公立大学法人青森公立大学情報公開規程
(人文書管理・情報公開) 第 19 条 法人は、文書管理制度及び情報公開に関する規程を整備し、法人の意思決定に係る文書の適切な管理を担保するものとする。	◆現行規程で対応済 ・公立大学法人青森公立大学文書取扱規程 ・公立大学法人青森公立大学情報公開規程
(情報システムの整備) 第 20 条 法人は、所有する情報について、閲覧権限を整理するとともに、閲覧権限を有する者が、効率的に情報を検索できるよう、体系的な情報の保存及びそれを可能とする情報システムの整備を行うものとする。	◆実施済（財務情報管理チーム対応） ・アクセス権の設定 ・文書管理システム（文書箱）
(監事及び監事監査に関する事項) 第 21 条 法人は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。 2 前項の規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 監事監査規程等の整備に対する監事の関与 (2) 理事長と常時意思疎通を確保する体制 (3) 補助者の独立性 (4) 監査報告の業務への適切な反映 (5) 法人組織規程における権限の明確化 (6) 監査結果の理事長への報告	◆現行規程の一部改正【別冊 P 25 参照】 ・公立大学法人青森公立大学監事監査規程 ⇒第 16 条（改廃）として追加 ⇒第 9 条で規定済み ⇒第 8 条に第 2 項として追加 ⇒第 12 条で規定済 ⇒第 9 条に第 2 項として追加 ⇒第 11 条で規定済

条項	対応案
第 2 条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、次に掲げる事項が確保されるよう、適切な措置を講じるものとする。 (1) 監事監査規程等に基づく監事監査への協力 (2) 補助者への協力 (3) 監査結果に対する改善状況の報告	◆現行規程で対応済 • 公立大学法人青森公立大学監事監査規程
第 2 条 法人は、第 21 条に定める監事及び監事監査に関する規程を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聽かなければならぬ。	◆現行規程の一部改正 • 公立大学法人青森公立大学監事監査規程
(内部監査に関する事項)	◆現行規程で対応済 • 公立大学法人青森公立大学内部監査規程
第 2 条 法人は、内部監査を担当する組織を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びそれに対する改善措置状況を、理事長に報告するものとする。	◆公益通報者保護規程の新規制定 ⇒規程（案）のとおり【別冊 P 20 参照】
(内部通報・外部通報に関する事項)	◆公益通報者保護規程の新規制定 ⇒規程（案）のとおり【別冊 P 20 参照】
第 2 条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。 2 前項の規程には、次に掲げる事項を定める。 (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置及び運営 (2) 内部通報者及び外部通報者の保護 (3) 内部通報及び外部通報に係る、担当理事及び監事への適切な報告	◆公益通報者保護規程の新規制定 ⇒規程（案）のとおり【別冊 P 20 参照】
(大学の設置及び運営)	
第 2 条 法人は、青森公立大学を設置し、これを運営するものとする。	
(学生支援)	◆対応済（学生相談、メンタルヘルス相談等）
第 2 条 法人は、全ての学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うものとする。	
(受託研究等)	◆対応済（共同研究・共同事業）
第 2 条 法人は、法人以外の者から委託を受けて、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うものとする。	

条項	対応案
(学習機会の提供)	
第 29 条 法人は、地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開設等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供するものとする。	◆対応済（公開講座）
(地域貢献)	
第 30 条 法人は、青森公立大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献するものとする。	◆対応済（地域連携・国際教養チーム）
(附帯事業)	
第 31 条 法人は、第 26 条から前条までに掲げる業務を効率的かつ効果的に実施するため、附帯して必要となる関連事業を行うことができる。	
(業務の委託)	
第 32 条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認められるときは、業務の一部を委託することができる。	◆対応済 ・公立大学法人青森公立大学契約事務規程
(委託契約)	
第 33 条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。	◆対応済 ・公立大学法人青森公立大学契約事務規程
(業務の委託)	
第 34 条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。	◆対応済 ・公立大学法人青森公立大学契約事務規程
(その他)	
第 35 条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に關し必要な事項は、別に定める。	